

〈論文〉 大学図書館の近代化と大学図書館評価の展開 : 大学図書館視察委員制度を中心に

著者	村上 孝弘
雑誌名	大学評価学会年報 『現代社会と大学評価』
巻	12
ページ	70-94
発行年	2016-12-10
URL	http://hdl.handle.net/2241/00162063

大学図書館の近代化と大学図書館評価の展開

—大学図書館視察委員制度を中心に—

村上孝弘（龍谷大学 図書課事務部／筑波大学大学院）

はじめに

大学図書館の存在意義について、わが国においてその重要性が本格的に議論されたのは、昭和30年代後期から昭和40年代にかけて展開された大学図書館近代化の時期である。本稿では、政策の一環として昭和40年代に実体化された大学図書館視察委員制度について文献調査をもとにその実態の把握を行うことにより、当時の大学図書館を巡る議論の焦点を明らかにすることを目的とした。同制度は10年間で、同時代の約3割の国・公・私立の大学図書館を実地視察し、当該大学の図書館経営に一定の影響を与えたと推察される。

戦後の学制改革により単位制度が採用されたが、自学自習の根幹である大学図書館を定めた法令等には多くの不備があり、大学図書館界は近代化へ至る過程において、大学図書館基準や設置主体別の大学図書館改善要項の策定過程などをとおして、様々な改善活動を経験している。これらのことから、大学図書館は外部評価への対応も積極的であったことが窺える。また、この制度は専門家による図書館調査の形態を取ったが、かたちを変えた行政指導のひとつともいえよう。大学図書館の管理運営に関連して、行政指導が与えた意義とその限界について、当時の背景も踏まえて検討することにより、現代の大学図書館の管理運営への示唆を得ることとしたい。

I. 戦後の大学図書館の黎明と大学基準協会

1. 米国教育施設団報告書に見る大学図書館

米国教育使節団報告書は、戦後の教育改革について広く論じているが、大学図書館のあり方にも多くの指摘を行なっている⁽¹⁾。

『米国教育使節団報告書』（昭和21年3月）は、六つの章から構成されているが、第六章で「高等教育」について論じており、「大学附属の図書館」の項も設けられている。その冒頭では「あらゆる水準の高等教育において、研究及び個々の学生の進歩にとって必要欠くべからざるものは図書館である。」と断じている。そして同報告書の「要旨」には、「図書館、研究施設及び研究所の拡充を我々は勧告する。かかる機関は国家再建期及びその後においても、国民の福利に計り知れぬ重要な寄与をなしうるのである。」と結ばれている。図書館の地位について明確に定義された箇所といえよう。

続く『第二次訪日アメリカ教育使節団報告書』（昭和25年9月）には、大学図書館についての総論的な記述はなく、「教育活動と教師養成」の項目で教師養成大学の施設として各論的に記載されている。しかし、これに関連する日本側の提出文書『日本における教育改革の進展—1950年8月第二次アメリカ教育使節団に提出した文部省報告書—』（昭和25年12月）には、第四章「高等教育の改革」の第9項目に「大学の付属図書館」があり「大学における学術研究、教育活動の実施上、どの分野においても図書館の整備と有機的な活動が重要である。」との基本的認識が表明されている。続いて「新制大学においては、図書館が学生の学習上にしめる位置は旧制大学に比べて一段と重要なものとなったことは、大学基準その他に明示される所である。」と、学習と図書館の関係を重視する姿勢が採られている。また同文書では大学図書館の現状についても極めて冷静な判断がなされており、現状の大学図書館をして「活動の点からは消極的、分断独立的に過ぎ、図書構成の面からは専門の狭小な分野の断片的な集合に過ぎず、経費の面からは全く忘れられ、施設の面からは根本的改善を必要とし、人の面からは期待される活動の分野に即して知識と経験とについて根本的な再教育と専門家の育成補助を必要とするのが現状である。」と分析している。そして、この現状を打破するために「大学

図書館の施設・人員・運営等に関し、適正な基準を作って、それに基づいて改善してゆくように、現在図書館協会の大学図書館部会、大学基準協会および文部省が協力して研究を進め、ようやく改善の緒につこうとしている。」とある。これは当時の文部書により示された文書であるが、これらの認識がその後の大学図書館政策に次第に反映されていったことが窺える⁽²⁾。さらに、13番目の項目「新制大学の今後の問題」には、新制大学の設備の整備が強調され「図書不足で学生がじゅうぶんに研究できない学芸大学があり」といった具体的な認識が示されている。

2. 大学基準と大学図書館基準

大学基準協会は、新制大学の基本的制度に関わる様々な基準を制定している。大学基準（昭和22年制定）は、大学基準協会への入会審査基準であるとともに、大学設置委員会により当時の大学設置認可基準としても運用された。同基準の趣旨の二は「この基準は大学の最低基準を示すものであって、新しく設置される大学は勿論、現に存在する大学にもこれを適用してその適否を検し、また内容の充実を計る。」とされ、恒常的な改善活動が志向されていた。このうち、大学図書館を定めたものとしては、大学基準の基準10の「施設及び設備」の2の校舎設備のイで図書館の設置が求められ、ハで「図書館には学生の図書閲覧のために採光換気十分な学生閲覧室を設け相当数の座席を設ける。」との規定がある。また図書館内にとの限定はないがホで「学部の種類に応じ内外の専門図書相当部数を備え」とも規定されている。

『大学基準協会十年史』には、大学図書館基準の制定（昭和27年）について「この基準の主眼は、教育のための図書館としての面を重視し、従来の大学図書館が研究者のための機関に偏していた点を是正することにあつた。」

（p.182）と記しており、現代的課題にも通じている。大学図書館基準の構成は、第一に「趣旨」があり、その二では「図書館は大学の使命に鑑み、その機能を十分に発揮することが出来るよう設置され、組織され、運営され且つ絶えず充実されなければならない。」と規定されており、大学基準と同じく恒常的な改善充実の必要性が述べられている。続く第二から具体的な「基準」

となる。基準は、「図書館行政」、「施設」、「図書および資料」、「組織及び運営」、「経費」と比較的シンプルに思えるが、「経費」の箇所では定量的な数値（図書館の総経費は大学の経常費総額の四パーセント以上とする。など）も示されており、具体的な側面も有している。大学基準においては、図書館については数値的な記載がなかったことから、かなり踏み込んだ内容を規定したといえよう。ただ全体としては、基準の「趣旨」の三に「この基準は、大学における図書館の機能の重要性に鑑み、図書館の最低の基準を示すものである。」と述べられていることから総括的な内容となっている。

II. 大学図書館改善要項の制定と大学図書館の改善活動

1. 設置形態別の大学図書館改善要項の制定

大学図書館基準は、図書館の最低基準を定めたものであり、施設・設備等も含め詳細な記載もなされていなかった⁽³⁾。このことから、同基準にもとづく日常的な改善充実活動をおこなっていくために、何らかの具体的な指標の必要性が認識されていくことになる。

このような日常的な大学図書館の改善充実活動の指標として、この時期に設置形態別に相次いで大学図書館改善要項が制定されていくこととなる。代表的な改善要項としては、国立大学図書館改善要項（昭和28年）、公立大学図書館改善要項（昭和36年）、私立大学図書館改善要項（昭和31年）をあげることができる。大学基準や大学図書館基準は設置形態の別を問わず制定されているが、大学図書館改善要項はそれぞれの設置形態別に制定されている。これは、それぞれの設置形態の違いから、図書館の日常的な管理・運営をはじめとした種々の事項における相違があり、統一的な改善要項の制定が不可能であるという現実的な理由から生じている。国立大学図書館改善要項の制定については、昭和26年に文部省内に国立大学図書館改善研究会が設けられたことに端を発している。大学基準協会の大学図書館基準の制定が昭和27年であることを考えても、国立大学図書館改善要項の制定は早期に着手されていたことが窺える。

私立大学図書館改善要項は私立大学図書館協会という私立大学図書館の全

国組織によって制定されている。私立大学図書館協会は、戦前からの歴史を有するわが国唯一の私立大学図書館を統括する団体であるが、私立大学を設置する学校法人が加盟している団体ではない。このようなことから、文部省大学学術局が作成した国立大学図書館改善要項とは、その作成関与者の性格には大きな違いがある。当時の文部省の大学図書館政策の対象として、私立大学図書館はその基本的な対象とはされていなかったともいえよう。

公立大学図書館改善要項は、国立大学図書館改善要項や私立大学図書館改善要項の制定から相当遅れて、昭和36年に公立大学図書館協議会によって制定されている。公立大学図書館協議会は、昭和30年に公立大学図書館連絡会として発足した団体であり、その歴史も浅く、構成する大学数も国立や私立に比較すれば少ない。このため、公立大学図書館の当時の改善活動は、国立大学図書館改善要項を範としてなされていたようである。

それぞれの改善要項の基本事項を表1にまとめた。なお、項目数については大項目であり、私立大学図書館改善要項の項目数が少ないが、記述量は三要項の中では一番多い。

表1 大学図書館改善要項の代表例

	制定	制定者	項目数
国立大学図書館改善要項	昭和28年	文部省大学学術局	13、別表
公立大学図書館改善要項	昭和36年	公立大学図書館協議会	8、別表
私立大学図書館改善要項	昭和31年	私立大学図書館協会	6、別表

2. 大学設置基準の制定と大学図書館政策の変化

大学設置基準の制定(昭和31年)により、大学図書館政策もひとつの転換点を迎える。大学設置基準が、大学基準に代わって大学設置認可基準となったことにより、それぞれの基準の性格が変更されることとなる。大学基準は「大学のあるべき姿の基準、大学の向上基準としての性格使命のみ有すべきこと」になり、大学設置基準は「大学設置のための最低基準として」の性格を有す

るものと解釈されることになる。

制定当時の大学設置基準には、「校舎等施設」と「図書及び学術雑誌」を基準する箇所に大学図書館の記述があるのみで、大学図書館にとっては、まさに物的な最低基準であった。このため、大学設置基準の制定後も、各大学図書館はそれぞれの設置形態別に定められた図書館改善要項に定めるものを運用の指針とし、日常的な改善活動をおこなっていたのである⁽⁴⁾。

またこの時期、昭和27年に文部省大学学術局学術情報室に学術情報主任官の制度が設けられることになる。このことは、学術情報政策の一つとして大学図書館が扱われることを意味しており、大学図書館の近代化への大きなステップとなる。

Ⅲ. 大学図書館の近代化と大学図書館視察委員制度の萌芽

1. 東京大学附属図書館における岸本改革

大学図書館近代化は、端的にいえば「大学教育への図書館の有効利用を中心とした総合的改善」（私立大学図書館協会、1993：p.42）であり、大学内における大学図書館の位置付けや認識を高めることにあったといえよう。大学図書館の近代化については、その嚆矢は、東京大学図書館における「岸本改革」（昭和35年～）とされている。岸本改革は、当時の東京大学附属図書館長である岸本英夫博士を中心になされた東京大学附属図書館の改善運動である。岸本改革は、東京大学附属図書館だけの改革に留まらず、国立大学を中心として広く日本の大学図書館の改善運動への影響を与えた。これは、岸本改革が東京大学附属図書館単独の試みではなく、全国国立大学図書館長会議等の全国組織との連携関係を有していたことによるものである。また改善計画にあたっては、ハーバード大学名誉図書館長（メトカフ博士）と同大学副館長（ブライアント氏）を招聘しており、専門家の眼をとおした多くの助言を得ている。

岸本改革の要諦については、「東京大学附属図書館 改善計画案」（東京大学附属図書館1963：pp.113-123）によれば、改善計画として、A. 中央図書館及び部局図書館相互の連絡調整、B. 全学総合目録（ユニオン・カタログ）

の作成、C. 中央図書館の改善の三点に大別され、それぞれの計画に基づき様々な施策が実施された。

2. 日本学術会議の勧告文書

大学図書館の近代化について、政府に対して推進させる役割については、当時の日本学術会議が積極的にこれを担っている。昭和36年、同39年に相次いで大学図書館近代化をめぐる日本学術会議の内閣総理大臣宛の勧告文書が提出されている。「勧告」は行政指導の一形態であり、日本学術会議法第6条に規定（「日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。」）されている。政府への勧告については、「公の機関の間における勧告の制度は、指揮命令の関係にない機関が、相互に自主性を尊重しつつ、専門的立場の意見等を他の機関に提供し、当該機関の任務の十全な達成を図ろうとするものである。」（『法律用語辞典』：pp.152-153）と解され、勧告の趣旨は十分に尊重される必要がある。

まず「大学図書館の整備拡充について（勧告）」⁽⁵⁾（昭和36年5月13日。庶発第354号）では、前文で「大学教育の効果を有効ならしめるためには、附属図書館が十分にその機能を発揮するよう、その充実と運営の適正を期することがきわめて重要であることはいうまでもない。」とし、①蔵書の充実と財政的措置、②施設設備の拡充と整備、③職員数の増員と専門職制度の確立の3点が具体的に勧告されている。

続く「大学における図書館の近代化について（勧告）」⁽⁶⁾（昭和39年11月17日。庶発第806号）では、昭和36年の勧告にも関わらず依然として改善しない日本の大学図書館の状況について、欧米諸国におけるそれと比較すればあまりに低水準であることを指摘し、学術研究の進歩と大学教育の発展に即応するために、大学図書館の近代化は緊急不可欠の措置であることを論じている。勧告は5つの要望からなっているが、その第5要望には「大学図書館の近代化に関して組織的な将来計画を樹立するため所要の調査を行ない、大学図書館行政の改善を実現するため担当機関の整備をはかること。」とあり、大学図書館視察委員制度との関係性がみられる⁽⁷⁾。さらに、1967年から1971

年にわたる「科学研究計画第1次5か年計画について（勧告）」⁽⁸⁾（昭和40年12月16日。庶発第1107号）では、科学研究の全領域に共通する施設研究費（共通研究基盤）の課題として「大学図書館の近代化と学術情報基盤の確立」がうたわれており、先の勧告の趣旨が貫かれている。

IV. 大学図書館視察委員制度の概要と法的根拠

1. 大学図書館視察委員制度の概要と評価

大学図書館視察委員制度は、昭和40年度から文部省大学学術局に設けられたもので、大学図書館視察委員制度は、「従来大学学術局に置かれていた医学・薬学・理学等の『視学委員』制度に相当するもの」⁽⁹⁾であるとされている。視学委員制度は、認証評価が制度化されるまでに、日本の高等教育の質保証システムの重要な要素として機能したとされている⁽¹⁰⁾。視学委員の専門分野別評価に際しては、図書館の施設・設備も当然に実地視察の対象となっていた。しかし、それに加えて、視学委員制度とは別の枠組みで、並行して大学図書館視察委員制度は新設されることとなる。

大学図書館視察委員は、実地に大学図書館を視察し、大学図書館の組織運営等に関して改善充実のため各大学の实情に即応した指導、助言にあたった⁽¹¹⁾。また大学図書館視察委員による実地視察は、当時の大学図書館の管理・運営に少なからぬ影響を与えたと推察される。

しかし、大学図書館視察委員制度や委員による視察の実態については、一部の文献を除いてはこれまで言及されてきたことはなく、同制度の全容やその帰結についても体系的な整理はなされていない。大学図書館視察委員制度について具体的に言及している刊行物としては、『大学図書館』（岩猿、1976）や『大学図書館の運営』（高鳥、1985）がある。（岩猿、1976）では同制度は「大学図書館の評価の上で、この委員制度はかなりの意義をもつといえよう。」（p.159）と積極的に評価されている。また（高鳥、1985）では、学外の機関などが中心となっていく大学図書館の調査または評価の事例として紹介されている（pp.143-144）。しかし、いずれの記述も簡単な制度紹介に留まっており、同制度の運用や実態について具体的には言及されていない。さらに

最近のものとしては、『関西学院大学図書館史：1889年－2012年』（関西学院大学図書館、2014）が挙げられる。同書においては、具体的に実地視察後の「改善充実要望書」（p.42）の内容が掲載されており、当時の実地視察の実態を知る上で貴重な資料となっている。

2. 大学図書館視察委員制度の法的根拠

大学図書館視察委員制度の根拠法令としては①「文部省設置法施行規則（制定：昭和28年1月13日、文部省令第2号。最終改正：昭和40年10月16日、文部省令第39号）、②「大学図書館視察委員規程」（昭和40年5月11日大臣裁定。文大情 第289号）と③「文部科学省組織規則」（制定：平成13年1月6日文部科学省令第1号。最終改正：平成26年5月16日号外文部科学省令第22号）が確認できる。

①は大学図書館視察委員を新設するにあたり、文部省設置法施行規則にその根拠条文（第7条）を定めたものである。第7条によれば、大学図書館視察委員は、大学学術局に別に定める定数の範囲内で置かれたもので、その身分は非常勤とされている。

②は5条からなる規程であり、同制度の趣旨や構成が詳しく規定されている。この規定は昭和40年度からの同制度の実施にあたり制定されたものである。同制度の目的や概要を把握するために以下に全文を紹介する。

「大学図書館視察委員規程」⁽¹²⁾

第一条 大学図書館視察委員（以下「視察委員」という。）は、上司の命を受け、大学の附属図書館及び文献センター等学術情報に関する研究施設の組織及び運営に関し、次の事項について、大学等に対し指導、助言に当たる。

- 一 組織及び運営の基本方針に関すること。
- 二 図書及び資料の構成、管理、利用等に関すること。
- 三 施設設備及びその管理に関すること。

2 前項の規程により指導、助言した場合には、視察委員は、その指導、

助言の内容及び特に改善すべき事項があるときはその事項を、上司に対し報告しなければならない。

3 視察委員の職務を円滑に遂行させるため必要があるときは、指導、助言の方針に関する打ち合わせ等の会議を開くものとする。

第二条 視察委員の定数は、二十人とする。

第三条 視察委員は、次に掲げる者のうちから、文部大臣が任命する。

- 一 大学の学長、教授又は助教授
- 二 学識経験者

第四条 視察委員の任期は、二年とし、その欠員が生じた場合の補欠の視察委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五条 視察委員に関する庶務は、大学学術局情報図書館課において処理する。

さらに③は、現行の文部科学省組織規則にある大学図書館視察委員制度の根拠条文である。文部科学省組織規則では、大学図書館視察委員は、第6款研究振興局の第62条に（科学官、大学図書館視察委員及び学術調査官）として、その3号に「大学図書館視察委員は、命を受けて、大学の附属図書館その他の学術に関する図書施設の組織及び運営について特に指定された事項に関する指導及び助言に当たる。」と規定されている。このように同制度は、その運用実態は別として、現在においても法的根拠を有している制度である。

V. 大学図書館視察委員制度による実地視察の全容とその影響

1. 初年次の実地視察の概要—国立公文書館の公開文書から—

成立の経緯について、国立公文書館で（表2）のとおり5件の文書が公開されている。

表2 大学図書館実地視察関係文書

	件名、年月日、文書番号	関連事項
①	大学図書館の実地視察について 昭和40年10月25日、文大情第440号	視察委員、各大学長、福島県知事、神戸市長、視察委員所属長宛
②	大学図書館の実地視察について 昭和40年11月8日、文大情第440号	各大学長、視察委員、視察委員の所属大学長宛
③	大学図書館の実地視察の結果について 昭和41年3月31日、41大情第8号	管理局振興課長、管理局教育施設部計画課長宛
④	大学図書館の改善充実について 昭和41年3月25日、文大情第183号	各大学長、福島県知事、神戸市長、大学理事長宛
⑤	大学図書館の実地視察の結果について 昭和41年4月8日、41大情第10号	大学図書館視察委員宛

これらの文書は、昭和40年度に設置された文部省情報学術局大学図書館課の作成した一連の起案文書であり、大学図書館視察委員制度の導入年度の経緯が明らかとなるものである。

先ず①と②の文書において、実地視察の実施についての伺いが上げられている。実施伺い起案が2つになっているのは、実地視察実施地区の相違によるものである。①の起案では、東北地区、近畿地区、九州地区の実地視察、②の起案では東京地区の実地視察が対象とされている。後述するように、昭和40年度の実地視察は、全国4地区・15大学図書館について行われている。また大学図書館実地視察の結果は、「改善充実すべき事項」として、大学学術局長名で関係大学長および設置者宛に通知がなされている。

①によれば「視察事項の概要」は表3のように図書館の基本的な分掌事項についての包括的な内容となっている。また、視察事項の概要に続いて「なお、その際には大学長、理事長、大学図書館長ならびに図書行政（図書館行政）の政策を決定する委員会の代表者等の出席を希望します。」との表現も付されている。このことは、実地視察の対応として、図書館組織単体ではなく、大学総体としての対応を求めているものである⁽¹³⁾。この意味においては、大学図書館視察委員による実地視察への対応は視学委員のそれと同様、大学を

挙げての重要事項と捉えられるべきものであった。

表3 視察事項の概要

イ	図書館構成単位（ライブラリーユニット）について
ロ	大学図書館の組織と運営について
ハ	大学図書館の図書行政（図書館行政）の基本方針を策定する機関について
ニ	館長、分館長その他役職にあるものについて
ホ	業務内容と事務組織について
ヘ	参考奉仕業務の体制と利用状況について
ト	施設設備の整備状況について
チ	文献複写業務の現状について
リ	総合目録の整備状況について
ヌ	学外との相互利用および相互協力の状況ならびに学外への図書館の公開度について
ル	その他

③の文書は、実地視察の結果を関係大学長および設置者宛に通知したことを、文部省内の関係部署に通知するための起案である。通知対象のうち、管理局振興課は公立大学と私立大学の所管部署、管理局教育施設部計画課は国立大学の所管部署であり、それぞれが大学の施設計画を担当する部署である。このことは実地視察の結果が財政措置の必要を伴うものもあることから、予め担当部署に通知したものであることが窺える。

④の文書は、③に先立つものであり、通知文書のタイトルが、「大学図書館の改善充実について」となっていることからも明らかなように、各大学長及び設置者に実地視察の結果を通知する際の起案である。ちなみに、学長宛の鑑文は、「ついては、貴大学におかれましては各事項につき、じゅうぶんにご留意のうえ整備充実されますよう要望します。」との結文となっている。

最後に⑤の文書は、『昭和40年度大学図書館実地視察報告書』（昭和41年3月19日）を大学図書館視察委員のそれぞれに通知する際の起案文書である。同報告書は全20頁からなるものであり、「実地視察大学図書館に共通した改

善すべき事項（良好と認められた事項も含む）」に続いて、「個別大学図書館毎の改善すべき事項」が記載されている。設置時の大学図書館視察委員は代表を伊藤四十二・東京大学教授とし、計20名が任命されており、任期は昭和40年6月10日から昭和42年6月9日である。委員は、国立・公立・私立の大学図書館長等の要職者を中心に選任されている。

なお表4に「実施視察大学図書館に共通した改善すべき事項（良好と認められた事項も含む）」を抜粋した。この報告書の記載内容からは、概ね上述した「視察事項の概要」に沿った評価がなされていることがよくわかる。また、当時の大学図書館の管理運営や施設設備の整備状況については、文面から推測する限り、国立大学図書館よりも私立大学図書館の方が進んでいたと思われる。当時の議論の一つの課題が国立大学附属図書館における中央館の充実であったことから、国立大学附属図書館の整備は喫緊の課題であった。

さらに、この報告書では「個別大学毎の改善すべき事項」が対象大学15大学毎に詳細に記載されている。誌幅の関係上、この全容の紹介については本稿では控えることとする。

表4 『昭和40年度大学図書館実地視察報告書』 から抜粋

実地視察大学図書館に共通した改善すべき事項
1. 中央図書課が全学的見地から、総合的管理および連絡調整をおこなっておらず、大学図書館の機能をじゅうぶんに発揮しうる体制を確立していない大学が多く見受けられる。
2. 国立大学図書館においては、私立大学図書館に比して、一般的に学内における職員の研修が配慮されている。
3. 図書館職員が不足しているか、あるいは配置の面で適正でない大学が多く見受けられる。
4. 一般的に参考奉仕業務が不活発である。
5. 全学総合目録が整備されていない大学が大多数である。
6. 蔵書構成のうえで、学生に対する配慮が欠けるものがあり、とくに指定図書制度の実施が望まれる。

7. 図書館資料の全学的見地からの収集計画および共同利用体制が確立されていない大学が多い。
8. 文献複写設備のない大学があり、図書館活動を阻害している。
9. 一部の国立大学附属図書館および私立大学図書館では、学生数に比して、閲覧座席数が不足がみである。
10. 図書館新営または増築計画に図書館関係者の意見を反映させていない大学が多く見受けられる。
実地視察大学図書館において良好と認められた事項
1. 中規模以上の私立大学図書館においては、館長の学内における発言力が強く、図書館行政の基本方針を策定する機関もじゅうぶんに活動しており、その管理運営は円滑に行われている。
2. 一般的に私立大学図書館における職員研修はおおむね活発に行われている。
3. 中規模以上の私立大学図書館の施設設備は、おおむね近代化されている。

2. 実地視察の全容の把握

大学図書館視察委員制度の展開について、設置年度以降の記録については『文部省年報』に、年度毎の実地視察数のみ記載されている。同書から大学図書館の視察数について、年度別の視察数の推移を（表5）のとおりまとめた。なお、大学図書館実地視察の記録は、『文部省第102年報』を最後に確認することができない。このことから、大学図書館実地視察は、昭和40年度から昭和49年度の10年度間にわたり実施されてきたといえよう。10年間での実地視察を受けた大学図書館は国立・公立・私立を合わせて132大学図書館となる。『文部省第102年報』によれば、昭和49年度の大学数は411（国立81、公立32、私立298）であり、10年間で約3割の大学の大学図書館が視察されたといえよう。

表5 大学図書館実地視察数

	年度（昭和）	実地視察数
『文部省第93年報』	40	15大学
『文部省第94年報』	41	16大学
『文部省第95年報』	42	16大学
『文部省第96年報』	43	16大学
『文部省第97年報』	44	16大学
『文部省第98年報』	45	12大学
『文部省第99年報』	46	12大学
『文部省第100年報』	47	9大学
『文部省第101年報』	48	10大学
『文部省第102年報』	49	10大学

さらに、今回の研究の過程で、国立公文書館資料をはじめ、各大学の大学史資料（大学図書館史を含む）、大学月報、図書委員会等の記録等における実地視察の記載を調査し、その結果、表6のとおり72校の調査対象大学を確定することが出来た。大学図書館視察委員制度は10年間で132大学を視察しており、半数を超える調査大学が明らかとなったことになる。調査の結果、各文書における同制度の記述は、制度前半期（昭和44年度まで）に集中していることも窺えた。このことから、制度に対する期待と認識が前半期において高かったことが明らかとなった⁽¹⁴⁾。

表6 年度別実地視察大学

年度（昭和）	国立	公立	私立	根拠出典
40	福島、神戸、電気通信、九州、東京教育、東京工業			

年度 (昭和)	国立	公立	私立	根拠出典
		福島県立医科、神戸市外国語	東北学院、関西学院、明治・教養部、福岡、西南学院、日本女子、立教	国立公文書館公開文書
41	岐阜、横浜国立、福井、一橋			『横浜国立大学附属図書館沿革誌』 pp.99-101 ウェブサイト（岐阜、福井、一橋）
42	茨城、東京医科歯科、東京農工、東京水産、山梨、京都教育、大阪教育、奈良教育、奈良女子、鳥取、島根、山口		学習院、同志社、立命館、桃山学院	『品野台（名古屋学院大学附属図書館月報）Vol.1、No.3（1968）』 『鳥取大学三十年史』 p.738
43	北海道教育、小樽商科、群馬、埼玉、東京芸術、お茶の水女子、大阪外国語	札幌医科、横浜市立、大阪府立	北海学園、青山学院、国学院、鶴見女子、関西、帝塚山	『図書館通信』 No.61（1969）（東北大学附属図書館月報）
44	岩手、千葉、東京商船、静岡、京都工芸繊維	名古屋市立、京都市立芸術	奥州、東北工業、宮城学院女子、流通経済、専修、東京経済、立正、中部工業、大谷	『東京学芸大学附属図書館月報』第5巻第3・4合併号（1970）
46			東洋	『東洋大学図書館ニュース』 Vol.6、No.3（1972）
47	三重			『三重大学五十年史』 pp.671-672
48	鹿児島		京都産業、名城	『鹿児島大学三十年史』 pp.693-694、 『名城大学附属図書館の中央図書館建設についての附属図書館運営委員会報告と審議経過』 p.17、 ウェブサイト（京都産業）
計	36大学	7大学	29大学	72大学

3. 実地視察当日の対応

関西大学図書館の「昭和43年度第5回図書委員会議事録」(昭和43年12月4日開催)には、実地視察時の大学側対応者が報告されている。これによれば出席者は、学長、図書館長、教学部長、図書委員代表、理事長、常務理事に加え財務局長、総務局次長、学務局次長、庶務課長、図書課長などであり、図書館関係者に限らず広く大学及び法人の主たる責任者で対応していたことが明らかとなっている。同様の記載は、『東洋大学図書館ニュース』(No.28)にもあり、対応者として、学長、短大学長、理事長、常務理事(3名)、総務部長、図書館長、分館長、図書委員会運営委員、図書選択委員の出席が記録されている。

『山口大学30年史』には、「昭和42年11月宮地徹大阪大学教授、小倉親雄京都大学助教授及び裏田武夫東京大学助教授の3委員と担当事務官1名の視察を受けた。」(pp.1291-1292)とあり、附属図書館にはその時の「実地視察資料」の現物が保管されている。同資料は2分冊(その1、その2)からなるものであり、当時の大学側の対応を示す貴重な資料である。以下に明らかのように、実地視察の対応に向けては、大学図書館をあげての資料作成が求められていたといえよう。

4. 実地視察後の大学図書館

大学図書館視察委員による実地視察は、先述のように図書館に留まらず大学全体の対応事項であり、また図書館の全般的な運営に関する資料提出を伴うものであった。これらの資料の中には、当然に図書館の将来計画を記載したのもあり、実地視察を契機とした各大学図書館の内発的充実を伴うものであったと思われる。

たとえば、『千葉大学三十年史』によれば、「図書館業務の進展」として昭和44年11月の大学図書館視察委員による視察を契機とした業務の拡張が年表として記されており、結果として、「昭和46年度より、0.5%の増額が認められ、以後、附属図書館維持運営費は校費の3%となった」(p.1099)とされている。また、『三重大学五十年史』には、1972年11月7日に実施された大

学図書館実地視察を「注目すべきこと」(p.671)として記述し、視察の結果、「新図書館の建設についても助言を受けている」(p.672)とある。さらに、『名城大学附属図書館の中央図書館建設についての附属図書館運営委員会報告と審議経過(委員会議事要旨)No.1』(昭和55年3月)には、「名城大学図書館の改善充実について」と題した昭和49年4月23日付の文部省勧告本文が掲載(p.17)されており、改善勧告が中央図書館建設の起因となったことが強調されている。

このように実地視察は、当時の図書館の発展・充実にあたり、学内における重要な契機として認識されていたといえよう。

VI. 大学図書館評価としての大学図書館視察委員制度

1. 大学図書館視察委員制度の限界

(1) 大学図書館改善協議会の設立

大学図書館視察委員制度の転換点として、「大学図書館改善協議会」の設立(昭和48年度)をあげることができる。同協議会は、21名の委員(協力者数)からなり、昭和48年度には9回の会議を重ねている。「大学図書館視察委員会」の開催が年2回の形式的なものであったことは対象的で、その実質的な機能が窺える。

同協議会の趣旨と目的は、「大学図書館の近代化を促進するため、図書館における機械化及び図書館間の相互協力について調査研究を行い、その促進を図る。」ことであり、審議事項を、①相互協力に関すること、②機械化に関すること、の二点に限定している。このため、昭和49年3月には『大学図書館改善協議会報告』⁽¹⁵⁾をまとめており、その迅速性が確認できる。

大学図書館改善協議会は、大学図書館視察委員制度と並行して設置されたものであるが、その審議事項を上述のとおり二点に収斂している。これに対し、大学図書館視察委員制度の視察事項は表3のように11項目に及んでおり、当初から総花的な指摘に終始せざるを得なかった側面は否めない。さらに、大学図書館視察委員規程第一条にもあるように、大学図書館視察委員は、「大学の附属図書館及び文献センター等学術情報に関する研究施設の組織及び運

営に関し、次の事項について、大学等に対し指導、助言に当たる。」(下線は筆者)ものであり、その対象は、最終的には図書館の日常的な運営を超えた、まさに大学全体の中での図書館の運営のあり方を問うものであったといえよう。まとめていうならば、大学図書館改善協議会が当面する大学図書館の課題の解決を主としたことに対し、大学図書館視察委員制度は広義の大学図書館の課題を大学運営者に対し、知らしめることにその主たる比重があったといえよう。

(2) 日本における質保障システムの変化

大学図書館視察委員制度が実体化された昭和40年代においては、設置認可後の大学の質保証については、視学委員制度が質保証のシステムとして作用していた。視学委員は、学問分野別に任命されており、完成年度以降の大学のアフターケアに大きな役割を果たした。それと同様に大学図書館視察委員制度も、実地視察をとおして、大学図書館の管理・運営の改革に様々な影響を与えたのである。当時の質保証は、国(大学図書館視察委員)からの評価を受けることで完結したのである。

しかし、その後、日本の大学の質保証システムは、設置基準の大綱化を経て、大きくその仕組みを変更していくこととなる。評価における国の役割は小さくなり、自己点検・評価が重視される。また大学を取り巻く様々なステークホルダーへのアカウンタビリティ(説明責任)を確立することも求められるようになる。さらに最終的には認証評価制度が導入され、第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制が確立されることになる。大学図書館視察委員は国により任命されており、自主性の意味でも質保証システムを構成する要素としては相応しくない存在となるのである。

2. 大学図書館視察委員制度からの教訓

それでは、大学図書館視察委員制度は、現代の質保証システムとしては、もはや機能することはないのであろうか。大学図書館視察委員制度は、大学内だけでは解決できない大学図書館の内部課題の解決のため、国(大学図書

館視察委員)による適切な指導・助言を行なうことを目的としていたものである。いわゆる「非権力的行政」の作用であり、命令や強制を伴わないものである。またその指導も直接的な財政措置を伴うものではなく(このことが大学図書館視察委員制度の最大の限界ともいえるが)、指導・助言を受けた各大学の自律的な改善を期待していたはずである⁽¹⁶⁾。そうであるならば、大学図書館視察委員制度は、国の関与が多少あるとしても自己点検・評価を阻害するものではなく、むしろそれを支援する制度であるはずである。「事前規制から事後チェック」へという前提のもとに大学の設置認可申請を急速に緩和しすぎたことについて、このところその再考が徐々に論じられるようになってきた⁽¹⁷⁾。大学図書館視察委員制度が再び質保証システムの一つとして機能する可能性の存在は否定できないといえよう⁽¹⁸⁾。

大学図書館界においては、戦後の比較的早い時期から設置主体別の大学図書館改善要項をもとに改善運動がなされており、大学図書館の近代化の動きが起り、その一つの施策として外部の専門家による図書館調査である大学図書館視察委員制度が発足した。大学図書館視察委員制度は、このように大学図書館の個別の活動をその端緒として発足したが、その活動は永続化しなかった。このことについて、大学図書館視察委員制度も含めた当時の大学図書館の近代化の動きについて「大学の教育研究と図書館の活動との関係の密接さを反映させた議論へと展開できなかったという弱さがあったのであろう」(永田2005、p.541)との評価もなされている。大学図書館の近代化の意義と限界に学ぶことは、すぐれて現代的課題ともいえよう。

【注】

- (1) ここに紹介している『米国教育使節団報告書』等は、(伊ヶ崎・吉原、1975)及び(教科教育百年史編集委員会編、1985)をもとにした。
- (2) 『大学基準協会 会報』第13号(昭和27年8月)には、大学図書館基準案を取りまとめるにあたっての経緯を、佐々木吉郎理事(大学図書館基準研究小委員会委員長)が「その間実は文部省におきまして、国立大学の図書館整備に関する協議会が設けられ、約1年ずっとやっていたらっしゃる。私もその末席を汚しておったわけですが、そのほうとも睨合せながら、全般のメンバー大学でこの辺ならまあということで纏まったわけですが」(p.58)と発言しており、大学図書館基準の策定にあたっての、大学基準協会と文部省との間接的な関わりが窺える。
- (3) 大学図書館基準の不十分さについて、佐々木吉郎大学図書館基準研究小委員会委員長の発言の趣旨が「大

学基準協会55年史」で紹介されている。それによれば、「この基準ではなるべく数字等の細かな例示を避け、抽象的なものに止めて、『各大学における自由な御裁量にまかせつつ』一般の大学の教育向上に資したいというつもりであること。」(p.162)とあり、当初から大学図書館基準の汎用性の限界は認識されていた。

- (4) この時期の改善活動としては、国立大学図書館改善要項の制定(昭和28年)を契機として、翌昭和29年に全国国立大学図書館長会議が開催され、「国立大学図書館改善要項実施促進に対する具体策の樹立」などが議題として挙がっている。その後も、司書職員制度の問題などが継続的に議論されている(小倉、1959: pp.84-87)。私立大学関係でも、私立大学図書館改善要項の制定(昭和31年)に先立ち、私立大学図書館協会の第16回総大会(昭和30年)において、「私立大学図書館総覧編集について」や「私立大学図書館実態調査実施について」が提案され、「私立大学図書館総覧」は昭和32年に刊行された(小野、1959: pp.87-90)。
- (5) 日本学術会議ウェブサイト <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/02/05-18-k.pdf> 2015.9.29確認
- (6) 日本学術会議ウェブサイト <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/03/06-24-k.pdf> 2015.9.29確認
- (7) 勧告と同年の昭和39年度の全国国立大学図書館長会議では、総会分科会の協議議題に、「大学図書館の実態を把握し適切な指導助言を行なうための図書館視察員の派遣について」というタイトルがある。また、昭和39年の勧告を契機として「文部省においては、従来行なっていた『国立大学図書館研究集会』(図書館長・事務長・事務部長・課長が対象)の内容を管理運営の改善等に研究協議をしまり、活性化をはかり」運営されたことが記されており(田保橋、1967: p.107)、それぞれが制度創設に間接的な影響を与えている。
- (8) 日本学術会議ウェブサイト <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/03/06-46-k.pdf> 2016.2.19確認
- (9) 文部省(1965①)の起案文書に記されている。
- (10) 視学委員制度の歴史的考察については、林(2008)に詳しい。
- (11) (九州大学附属図書館、1966)に、改善事項が紹介されており、「全学に周知のため、本部庶務部長名で各部局長にも通知された。」とある。
- (12) 日本図書館協会(1966) p.39に所収されている。
- (13) 国立大学協会(1968, p.82)にも、「大学附属図書館に関する審議報告」として「従来ややもすれば大学行政において軽視されがちであった図書館行政を、大学行政の重要な要素としてこれを採り上げ、その観点に立って大学附属図書館の使命および在り方等、その基本的課題について審議することとなった」との記載があり、大学全体の課題として大学図書館問題を認識する姿勢が窺える。
- (14) 後述するように制度後半期には、大学図書館改善協議会が発足し、本制度の独自性が損なわれていくこととなる。

なお、表6のうち根拠出典がウェブサイトの大学のURLは下記のとおりである。2015.12.7確認

岐阜 <http://www1.gifu-u.ac.jp/~gilib/gaiyo/hakusho/pdf/8.pdf>

福井 <http://www.flb.u-fukui.ac.jp/karin/karin34.pdf>

一橋 <http://www.lib.hit-u.ac.jp/about/history/1945.html#a1960>

京都産業 <http://www.kyoto-su.ac.jp/library/tosyo/lpom4700000d051-att/shoushi.pdf>

- (15) 副題は「相互協力専門部会・機械化専門部会報告」であり、まさに集中的にこの二点の議論が行われた。
- (16) 視察委員経験者として、柘植芳男(東京理科大学教授)は、「視察委員は視察の際の態度については特に細心の注意を払い、絶対に指導助言の埒外に出ないよう配慮している。」と記し、その結果「委員会の発足当時多少抱かれたような監察的、御目付役の委員会ではないかというような懸念ないし誤解は、現在では全くなくなっていると思う。」と述懐している(柘植、1968: p9)。
- (17) 「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」(中央教育審議会大学分科会、平成21年8月26日)にも、公的な質保証システムが、「事前規制型」から「事前規制および事後確認型」に転換したことが明記されている。また、単なる情報公開だけではなく「学内外の関係者による客観的な評価等にさらされることが肝要である。」との認識も示されている。

文部科学省ウェブサイト 2015.12.7確認

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1283827.htm

- (18) 「教職課程認定大学実地視察規程」(平成13年7月19日)の制定により、視学委員による教職課程認定大学等実地視察があらためて展開されていることも、認証評価制度導入後以降の第三者評価の在り方の変化を表している事象である。

【参考文献】

- ・千葉大学30年史編纂委員会編 (1980)『千葉大学三十年史』千葉大学
- ・大学基準協会 (1952)『会報/大学基準協会』第13号
- ・大学基準協会十年史編纂委員会編 (1957)『大学基準協会十年史』大学基準協会
- ・大学基準協会年史編纂室編 (2005)『大学基準協会55年史:通史編』大学基準協会
- ・林透 (2008)「日本の高等教育における視学委員制度—制度的沿革と機能を中心に—」『大学教育学会誌』第30巻第1号
- ・法令用語研究会 (2012)『法律用語辞典 (第4版)』有斐閣
- ・伊ヶ崎暁生・吉原公一郎 (1975)『戦後教育の原点②—米国教育使節団報告書他』現代史出版会
- ・岩猿敏生 (1976)『大学図書館』雄山閣出版
- ・鹿児島大学 (1980)鹿児島大学三十年史編纂委員会『鹿児島大学三十年史』鹿児島大学
- ・関西大学図書館 (1968)「昭和43年度第5回図書委員会議事録」(昭和43年12月4日開催)
- ・関西学院大学図書館史編纂委員会編 (2014)『関西学院大学図書館史:1889年-2012年』関西学院大学図書館
- ・国立大学協会 (1968)『会報/国立大学協会』国立大学協会、第39号
- ・教科教育百年史編纂委員会編 (1985)『米国教育使節団報告書:原典対訳』建帛社
- ・九州大学附属図書館 (1966)『図書館情報 (九州大学附属図書館月報)』Vol.2. No.5
- ・名城大学附属図書館編 (1980)『名城大学附属図書館の中央図書館建設についての附属図書館運営委員会報告と審議経過 (委員会議事要旨) No.1』名城大学附属図書館
- ・三重大学開学50周年記念誌刊行専門委員会編 (1999)『三重大学五十年史』(部局史編)三重大学開学50周年事業後援会
- ・文部省 (1965①)「大学図書館の実地視察について」(昭和40年10月25日、文大情第440号)国立公文書館所蔵 (本館3D-004-00・平18文科00177100)
- ・文部省 (1965②)「大学図書館の実地視察について」(昭和40年11月8日、文大情第440号)国立公文書館所蔵 (本館3D-004-00・平18文科00177100)
- ・文部省 (1966①)「大学図書館の実地視察の結果について」(昭和41年3月31日、41大情第8号)国立公文書館所蔵 (本館3D-004-00・平18文科00177100)
- ・文部省 (1966②)「大学図書館の改善充実について」(昭和41年3月25日、文大情第183号)国立公文書館所蔵 (本館3D-004-00・平18文科00177100)
- ・文部省 (1966③)「大学図書館の実地視察の結果について」(昭和41年4月8日、41大情第10号)国立公文書館所蔵 (本館3D-004-00・平18文科00178100)
- ・文部省 (1965-1974)文部省『文部省年報 (第93年報~第102年報)』文部大臣官房文書課、発行年1967-1976
- ・文部省 (1974)大学図書館改善協議会『大学図書館改善協議会報告』文部省大学学術局情報図書館課
- ・永田治樹 (2005)「大学評価と図書館評価」『情報の科学と技術』55巻12号
- ・名古屋学院大学附属図書館 (1968)『品野台 (名古屋学院大学附属図書館月報)』名古屋学院大学附属図書館、Vol.1. No.3
- ・日本図書館協会 (1966)日本図書館協会編『図書館関係法規基準集 1966年版』日本図書館協会
- ・小倉親雄 (1959)「国立大学図書館」『図書館界』Vol.11. No.2
- ・小野則秋 (1959)「私立大学図書館の歩み」『図書館界』Vol.11. No.2
- ・私立大学図書館協会五十年史編纂委員会編 (1993)『私立大学図書館協会五十年史』(本文篇)私立大学図書館協会

- ・高島正夫 (1985)『大学図書館の運営』勁草書房
- ・田保橋彬 (1967)「大学図書館行政」『図書館界』Vol.19. No.4
- ・東北大学附属図書館 (1969)『図書館通信：東北大学附属図書館月報』東北大学附属図書館
- ・東京大学附属図書館編訳 (1963)『大学図書館の近代化をめざして：東京大学附属図書館改善記念論集』東京大学附属図書館
- ・東京学芸大学附属図書館 (1970)『東京学芸大学附属図書館月報』東京学芸大学附属図書館
- ・鳥取大学創立30周年記念誌編集・刊行委員会編 (1983)『鳥取大学三十年史』鳥取大学
- ・東洋大学附属図書館編 (1972)『東洋大学図書館ニュース』東洋大学附属図書館、Vol.6. No.3
- ・柘植芳男 (1968)「大学図書館を視察して」『医学図書館』15 (1)
- ・山口大学30年史編集委員会編 (1982)『山口大学三十年史』山口大学
- ・横浜国立大学附属図書館編 (1998)『横浜国立大学附属図書館沿革史』横浜国立大学附属図書館

〈2015年10月1日受付、2016年3月23日受理〉

Modernization of the university library and Expansion of the university library evaluation

—Influence and role of the university library inspection committee system—

MURAKAMI, Takahiro

Library office section, Ryukoku University /
Graduate School, University of Tsukuba

Key Words

the university library inspection committee system,
non-power administration, the autonomy of the university,

Abstract

In this paper, I discussed the significance and limitations of the modernization of university libraries in Japan. University Library, its significance has been re-recognized in the educational system reform period. And, in that time, the various improvement activities have been performed in the university library. Its activities at the time of the university library, also by such as the Science Council of Japan, was greatly support. Also in this paper, I discussed the deployment and establishment of the university library inspection committee system. This system has been materialized in 1965's. Then, it was carried out at about 30% of the University of that era. This system, I appear to have a significant impact on the management and operation at the time of the university library. However, research paper does not exist that clarify the whole picture about this system. Therefore, by performing the historical understanding of this system in this paper, it was aimed to recognize the contemporary significance.

This system was carried out as one of the effects of non-power administration. Therefore, in this system there is no financial measures, its effectiveness was poor. In addition, this system in relation to the autonomy of the university, had a subtle personality. However, this system was developed from improvement activities of each of the university library. If built in such a point of view, this system does not give a bad influence on the evaluation of the university library. Currently, issues surrounding the university library are diversified. As one of the effective solution of these issues, it may be that this system is re-recognized.

目 次

〈特集〉若者、地域とともに育つ大学～北海道から考える～

- 報告① 地方自治体と教育行政の立場から大学に期待すること
菊池 一春 …… 1
- 報告② 若者の地域移動の志向とソーシャル・キャピタル
—北海道の高校生35人への聞き取り調査から— 三上 直之 …… 19
- 報告③ 地域に根ざして個性を磨き、地域社会の再生に挑む
黒瀧 秀久 …… 36

〈特別寄稿論文〉

- 韓国の大学登録金改革運動の成果と課題
金南権（キム・ナンゲン）〔翻訳：浅野かおる〕 …… 50

〈論文〉

- 大学図書館の近代化と大学図書館評価の展開
—大学図書館視察委員制度を中心に— 村上 孝弘 …… 70

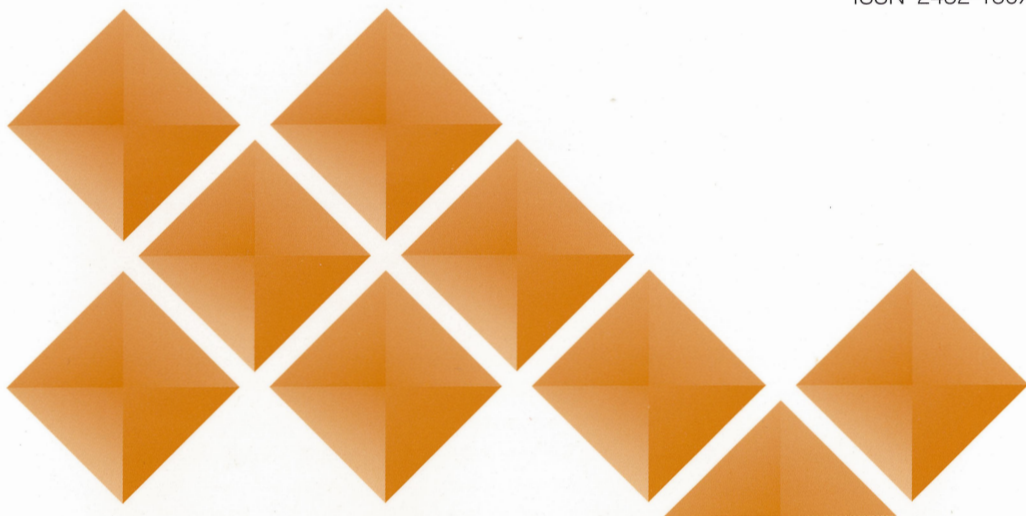
〈書評〉

- 竹内貞雄・重本直利編著『共生の現代的探究』（晃洋書房 2015年）
金丸 彰寿 …… 95
- 山本健慈編著『地方国立大学 一学長の約束と挑戦』（高文研 2015年）
竹内 真澄 …… 101

〈図書紹介〉

- 栗原 康著『学生に賃金を』（新評論 2015年） 安井 健 …… 106

- 投稿規程 …… 112
- 執筆要領 …… 113
- 編集後記 …… 115



大学評価学会年報

第12号

『現代社会と大学評価』

若者、地域とともに育つ大学

University developing with young people and community



[編集] 大学評価学会年報編集委員会

[発行] 大学評価学会

[発売] 晃洋書房

大学評価学会年報『現代社会と大学評価』第12号

若者、地域とともに育つ大学

2016年12月10日 発行 定価 本体1,800円（税別）

編 集 大学評価学会年報編集委員会

発 行 大学評価学会

発 売 株式会社 晃洋書房

郵便番号 615-0026 京都市右京区西院北矢掛町7

電 話 075(312)0788 F A X 075(312)7447

振替口座 01040-6-32280

印刷・製本 株式会社こだま印刷所

ISBN 978-4-7710-2798-5

ISBN978-4-7710-2798-5

C3037 ¥1800E



9784771027985

定価本体 1800円 (税別)



1923037018000

University Evaluation Today No.12

[Feature]

University developing with young people and community:

Discussion based on the educational practice in Hokkaido

Reports/Expectations of universities: from the viewpoint of a local government
and the educational administration

KIKUCHI, Kazuharu 1

Reports/Young People's Preference on Regional Mobility

and the Effects of Social Capital: Interviews with 35 High School Students in Hokkaido

MIKAMI, Naoyuki 19

Reports/Challenge to regional activation utilizing the personality of the University

KUROTAKI, Hidehisa 36

[Special Article]

Achievement and problems of the reform movement of university tuition in Korea

KIM, Namgeun (Translated by: ASANO, Kaoru) 50

[Refreed Papers]

Modernization of the university library and Expansion of the university library evaluation

— Influence and role of the university library inspection committee system —

MURAKAMI, Takahiro 70

[Book Reviews]

..... 95

[Book References]

..... 106

Edited by : Association for the University Evaluation

Published by : Koyo Shobo Co., Ltd.
